

GIGA 第 2 期学習者用タブレット端末調達
日田市詳細仕様書

1 業務名

学習者用タブレット端末の賃貸借契約（長期継続契約）
（賃貸借業者の決定）

2 契約期間

契約日から令和 13 年 1 月 31 日までとする。

3 賃貸借期間及び方法

令和 8 年 2 月 1 日 から 令和 13 年 1 月 31 日 まで（60 か月）
支払いについては毎月の均等払いとする。
本件の見積積算については、諸費用も含めて賃借料を算出すること。

4 納入場所

日田市教育委員会が指定する場所（各学校指定の一室を想定）
詳細については業者決定後、日田市教育委員会と協議すること。

5 納入期限

令和 8 年 1 月 31 日までに動作確認まで終えた状態で完納すること。期限に先立ち納品した場合においても、賃貸借の開始は項番 3 に示す日からとする。
詳細については業者決定後、日田市教育委員会と協議すること。

6 特記事項

- （1）共通仕様書及び本仕様書の条件を満たすこと。ただし双方の記載に異なる定めがある場合、本仕様書の定めが優先して適用されるものとする。
以下、共通仕様書（3）～（12）と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

7 契約内容

(1) 導入内容一覧

調達物等	製品名、メーカー等	数量
共同調達範囲		
1. 学習者用タブレット端末		
① 賃貸借契約諸条件	個別仕様書のとおり	—
② 学習者用タブレット端末 / 補助金対象台数内訳	共通仕様書のとおり iPad 第 10 世代 (Apple、指定)	4,640 台 補助対象台数 4,640 台
2. キーボード、スタンド		
本体カバー及びスタンド 一体型キーボード	RUGGED COMBO 4 (ロジクール、参考) 5 年保証	4,640 台
3. 管理ソフト (MDM)		
タブレット端末管理ソフト (MDM)	Mobi-connect for Education with AAES 5 年分	児童生徒用 4,640 ライセンス
4. 導入計画・設定、導入作業及び対応体制		
設定及び導入作業	個別仕様書のとおり	一式
5. インストールアプリ		
インストールアプリ	個別仕様書のとおり	一式
6. 納品成果物		
納品成果物	共通仕様書のとおり	一式
7. タブレット端末操作研修		
タブレット端末操作研修	個別仕様書のとおり	一式
8. 管理者向け運用研修		
管理者向け運用研修	個別仕様書のとおり	一式
9. タッチペン		
タッチペン	調達しない	—

調達物等	製品名、メーカー等	数量
1 0. 端末の引き取り		
端末の引き取り	不要	—
1 1. 利活用・運用支援サービス		
利活用・運用支援サービス	共通仕様書のとおり	一式
1 2. 端末保障		
端末補償サービス	不要	—
1 3. 有償アプリ		
授業支援アプリ	ロイロノート・スクール（５年分）	4,500 ライセンス
1 4. その他		
端末破損時等の対応	新価特約付動産総合保険を適用して対応すること	タブレット端末及び周辺機器

※ 日田市が指定する製品以外は、仕様を満たしていれば同等品での調達を認める。
ただし、共通仕様書に定める期限までに大分県 ICT 連絡協議会に機能等証明書を提出することにより申請し、承諾を得ること。

※ 導入予定機器は新品の現行モデルであること。契約時に新製品がリリースされた場合、発注者と協議のうえ、納入物品を確定させること。

(2) 仕様詳細

1. ① 賃貸借契約諸条件

契約内容は下記のとおりとする。

※ 補助対象となる範囲については文部科学省のサイト「GIGA スクール構想の実現」(https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm) 内の「基金による１人１台端末の更新」の内容（要綱等）を確認すること。

また基金の申請等諸手続きにおいては、消費税等仕入控除税額を明らかにし、申請等にあたって適切に取り扱うこと。

契約種別：リース② (残価設定型リース)	・ 本件にて調達する全てのタブレット端末に対し残価設定を適用する。 ・ 文中項番１～４の内容については共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。 5. 返却時の梱包作業 返却、原状回復及び梱包等に係る費用は、全て受注者の負担とする。
-------------------------	--

1. ② 学習者用タブレット端末

タブレット端末については共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

数量については、項番 7(1)1. ②を参照すること。

2. キーボード、スタンド

数量については項番 7(1)1. ②学習者用タブレット端末と同数とすること。また、項番 7(1)1. ②学習者用タブレット端末に取り付けた状態で納品すること。

本体	共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。
キーボード	共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。
その他	・ 5 年間のメーカー保証を付帯すること。 ・ タブレット端末に装着した状態で充電ができること。(充電コネクタを塞ぐ構造となっていないこと) ・ その他仕様は共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。
参考機種	RUGGED COMBO 4 (ロジクール)

3. 管理ソフト (MDM)

共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

4. 導入設計・設定作業及び導入作業

iPad と MDM の設計・設定作業については、日田市の既存環境との整合を図る必要があることから、現環境の構築並びに運用支援を行っている SBC&S 株式会社が提供している導入支援サービスを利用すること。

以下、基本的な内容は共通仕様書の内容と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。ただし、日田市独自仕様として以下の項目については内容を変更又は項目を追加すること。

- ・ 項番 4 で指定する納入場所に搬入したのち、現地にて全数動作チェックを行うこと。また、納入に際し生じた廃材等については導入作業者が回収し、適切に処分すること。ただし、保管庫内への充電器接続や保管庫への端末格納作業は不要とする。
- ・ 各タブレット端末には別途指定する所定の各種設定(端末名、ネットワーク設定、他)を投入し、既設の日田市校内無線 LAN (VLAN3-9) に接続して各端末からインターネットが利用できること。なお詳細は発注者との協議により決定すること。

- ・故障等により端末の交換を行う必要が生じた際に現場で速やかに対処が行えるよう、手順書を整備すること。手順書は、新任の担当者でも作業が行えるよう、極力平易な内容とするよう努めること。

5. インストールアプリ

以下の2アプリについてインストールを行う。なお、本件で調達するソフトウェアのうち項番7(1)13.の有償アプリについてはインストール作業は不要とする。

(1) 管理ソフト (MDM)

本件にて調達するライセンスを、全ての端末にインストールすること。インストールにあたっての詳細な仕様は、別途日田市教育委員会と協議のうえで決定すること。

(2) フィルタリングソフト (i-FILTER@Cloud)

本件とは別に日田市が保有しているライセンスを使用し、児童生徒機にインストールすること。またフィルタリングが動作するように有効化の処置を行うこと。

6. 納品成果物 (共通仕様書に同じ)

共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

7. タブレット端末操作研修

- ・iPad 本体と Apple 純正アプリの基本的な操作や機能について、項番7(1)11.の運用支援サービスに基づき教員向けの研修を実施すること。
- ・その他仕様は共通仕様書を参照のこと。

8. 管理者向け研修

- ・学校における端末管理を担う職員、教育委員会 ICT 担当職員にタブレット端末の管理手順等の習得を目的とする内容で、項番7(1)11.の運用支援サービスに基づき管理者向けの研修を行うこと。
- ・その他仕様は共通仕様書を参照のこと。

9. タッチペン

日田市は本契約において、タッチペンは調達しない。

10. 端末の引き取り

日田市は本契約において、端末の引き取りは行わない。

1 1. 利活用・運用支援サービス

端末の利活用を推進し、安定稼働を図るため、以下に示す内容の端末利活用・運用サービスを提供すること。

例示品：SB C&S iPad 活用推進サービス (SB C&S)

〔利活用〕 共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

〔活用研修〕 共通仕様書に示す「活用研修 パターン②」を採用する。詳細は共通仕様書を参照のこと。

〔運用支援〕 共通仕様書と同一であるため、共通仕様書を参照のこと。

1 2. 端末保証

日田市は本契約において、AppleCare for iPad-GIGA-は調達しない。

1 3. 有償アプリ

学習支援ツール「ロイロノート・スクール」のライセンスを、市別要件に記載の台数分調達すること。ただしタブレット端末へのインストール作業は不要とする。

1 4. その他

端末の破損や故障等については、以下のとおりとすること。

- ① 火災、洪水、盗難、落下、取扱不注意による破損・破裂、爆発、落雷、輸送用具の転覆、水漏れ、茶こぼしその他により機器（ハードウェア）が正常に稼動しなくなった場合は、新価特約付動産総合保険を適用し、正常な状態にすること（ただし、地震・噴火・津波による損害は除く）。なお、正常な状態にするために生じる必要な費用についてはすべて本契約に含むものとする。ただし、動産総合保険の適用が困難な場合の修繕については、別途発注者において修繕を行うため、その分の費用は含まないこととする。
- ② タブレット端末は、学校敷地内に限らず、学習上必要となる場所への持ち出しが生じるものとする。
- ③ 動産総合保険申請の体制を確保すること。なお、保険申請の手続きにあたっては、極力発注者の負担を抑える措置を講ずること。
- ④ 発注者と修繕窓口との仲介は、導入業者が行う。受付は電話又はメールにて行うものとし、導入業者営業日の 9 時 ～ 17 時とする。